

那須赤十字訪問看護ステーション居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 日本赤十字社栃木県支が開設する那須赤十字訪問看護ステーション居宅介護支援事業所（以下「日赤居宅介護支援事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、日赤居宅介護支援事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 日赤居宅介護支援事業所における指定居宅介護支援の事業は、次の基本方針に従って行うものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、市町、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第3条 日赤居宅介護支援事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、日赤居宅介護支援事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当たるとともに、その他必要な事務を行う。
- (3) その他業務の状況に応じ、職員数は増減するものとする。但し、指定居宅介護支援事業所の人員及び運営に関する基準に定める職員数を下回らないものとする。

（営業日及び営業時間）

第4条 日赤居宅介護支援事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。但し、土曜日は第1・第3・のみ午前中とする。
また、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）、第2・第4・第5土曜日、創立記念日（7/1）は除く。
- (2) 営業時間 8時30分から16時51分とする。（月曜日から金曜日）
8時30分から12時30分 とする。（第1・3土曜日）
但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 日赤居宅介護支援事業所の行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、介護支援専門員がその提供に当たる。

(1)要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成する。

(2)居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス提供事業者に対する苦情の受付、処理その他の者との連絡調整を行う。

(3)当該要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合は、介護保険施設への紹介その便宜の提供を行う。

(4)その他居宅サービス計画の達成に必要な事項

2. 介護支援専門員は、通常訪問看護ステーション内相談室において利用者の相談を受けるものとする。

3. 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生省の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。

4. 第6条に規定する通常の居宅介護支援事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費及び交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートル当たり10円を徴収する。

5. 前項の交通費を徴収する場合には、要介護者等又はその家族に対して、事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の居宅介護支援事業の実施地域)

第6条 通常の居宅介護支援事業の実施地域は、大田原市、那須塩原市（旧塩原町を除く）の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第7条 日赤居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2)継続研修 年1回

2. 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者でなくなった場合も、同様とする。

4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は日本赤十字社と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年1月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成17年4月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成21年4月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成24年7月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成25年7月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、令和5年8月1日から施行する。